

令和元年第 12 回 安芸太田町農業委員会 会議録 (第 12 号)

招 集 年 月 日	令和元年 12 月 25 日			
招 集 の 場 所	筒賀支所 新会議室			
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和元年 12 月 25 日 9 時 30 分	議長 河本 穂津雄	
	閉会	令和元年 12 月 25 日 10 時 15 分		
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員  出 席 7 名 欠 席 2 名  凡 例  ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別	
	1	栗栖 眞知子	○	
	2	寺田 光浦里	○	
	3	三原 朋之	△	
	4	木下 博志	○	
	5	沖 貴雄	○	
	6	富永 富幸	○	
	/			
	8	佐藤 潤	○	
	9	栗栖 芳秋	△	
	10	河本 穂津雄	○	
会議録署名委員	1 番	栗栖 眞知子		
	2 番	寺田 光浦里		



議長	<p>本日の出席委員は 7 名です。出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(9:30)</p> <p>これより第 12 回安芸太田町農業委員会総会を開催します。この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に 1 番委員と 2 番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、小笠原文麿氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第 73 号から議案第 78 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。それでは、事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第 73 号について、4 番委員より説明をお願いいたします。</p>
4 番委員	<p>農地法第 3 条、議案書 1 ページ議案第 73 号及び 2 ページの地番図をご覧ください。12 月 22 日、申請者である■■■■さん立会いのもと、現地調査を行いました。■■■■さんは、所有する農地 639 m<sup>2</sup>を耕作されており、農機具も所有されています。今回、譲渡人である■■■■さんは、高齢で、かつ、遠方に住まわられているため、耕作が困難であり、譲渡することにされました。この度、権利を移転しようとする土地は、■■■■さんの自宅から 100m以内にあり、勝手も知っておられ、法面で傾斜のある地番■■■■、■■■■、■■■■は、梅や茶畑、こんにゃく等を栽培し、平坦な土地である■■■■、■■■■は、白菜、玉ねぎ、じゃがいも等の野菜を栽培される予定です。周辺の農地利用にも、また、農地集積への取組みにも影響ありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 74 号について、2 番委員より説明をお願いいたします。</p>
2 番委員	<p>議案書の 1 ページ及び 3 ページをご覧ください。12 月 18 日水曜日、譲受人の■■■■さん立会いのもと、現地を確認しました。申請地は、月の子の長源寺より約 100m山手に上がったところです。■■■■さんは、申請地が祖先の所有だったこともあり、現在は休耕地になっておりますが、整地してそばを作りたいと言っておられました。■■■■さんは、あさひが丘から通いながら別の場所で稲作をされており、耕作に必要な農機具等も揃えておられます。耕作面積の合計が、下限面積以上であり、周辺の農地利用にも影響がありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくをお願いします。</p>

議長	<p>続いて、議案第 75 号について、5 番委員より説明をお願いいたします。</p>
5 番委員	<p>議案ページ 1 ページと 4 ページをご覧ください。本件は、住宅への進入路の農地転用ということです。12 月 18 日、申請人である■■■さんから委任を受けている■■■行政書士さん立会いのもと、現地調査を行いました。話によると、住宅は以前からあり、この度、改築をされるときに、この進入路が農地転用されていないということが判明したのと、その際、緊急車両が通行できないといけないということで、以前、無断転用されていたときよりも 60 cmほど拡張されたの転用になります。以前からあったということと、始末書も書かれておりますし、その両サイドの農地については、■■■さんが現在耕作されておりますので、影響もないと思われます。審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>続いて、議案第 76 号について、私から説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>写真に撮ってありますが、現在、■■■が耕作しております温井の農地になります。ただ、耕作した中で非常に土地条件が悪いので、■■■としても懸案農地であったのですが、本人さんからは、耕作することが困難なので、太陽光パネルへ転用したいということで、申請が出されております。周辺農地の営農にも影響がないということで問題はないと考えます。審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>続いて、議案第 77 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 77 号の説明をさせていただきます。農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借契約の合意解約についてです。資料 2 をご覧ください。資料の 12 ページまでは、それぞれの農地の所有者の方と農地利用集積円滑化団体、安芸太田町、代表、安芸太田町長、小坂眞治との合意解約の資料になります。この資料については、2 ページ、4 ページ、6 ページ、8 ページ、10 ページ、12 ページがそれぞれの合意解約書であり、1 ページ、3 ページ、5 ページ、7 ページ、9 ページ、11 ページが合意解約をしたことのお知らせであります。13 ページ以降は、平成 30 年 12 月 3 日公告の農用地利用集積計画であります。こちらが合意解約前の賃貸借契約の内容になります。この資料に記載の農地は、現在、すべて農地中間管理機構へ貸し付けられており、担い手へ転貸されております。それぞれの農地を農地中間管理機構へ貸し付けるにあたり、農地の賃貸借契約の解除を行う必要があったため、合意解約を行っております。本議案につきましては、合意解約書及びそのお知らせの記載に不備がないか、修正すべき点がないかを審査していただければと思います。なお、確認事項が 1 点あります。まず、資料の 11 ページから 16 ページをお開きください。こちらに記載の地番■■■の農地については、3 名の方が共有名義で所有されておりますので、それぞれの方と合意解約をしております。次に、23 ページをお開きください。利用集積計画の段階では、こちらに記載のとおり■■■様が農地の利用権を設定されてお</p>

	<p>りました。しかし、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>様がお亡くなりになったことにより、先ほどの 3 名の方が農地の相続をされました。相続の届出は出されており、登記も済んでおりますので、3 名の方との合意解約となっております。以上が、確認事項になります。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 78 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 78 号の説明をさせていただきます。安芸太田町待ち家バンクに登録されている物件に附属する農地の変更設定についてです。まず、資料 1 の 1 をご覧ください。この度、安芸太田町待ち家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書が 2 件出ておりますので、資料 1 の 1 のリストを加筆修正し、変更案を作成しました。次に、資料 1 の 2 をご覧ください。<span style="background-color: black; color: black;">          </span>さんにより待ち家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書になります。登録しようとする農地の所在につきましては記載のとおりです。添付書類に不備はなく、安芸太田町待ち家バンクに登録されている物件に附属する農地という条件を満たしているため、この農地を資料 1 の 1 のリストに追加しております。続いて、資料 1 の 3 をご覧ください。<span style="background-color: black; color: black;">          </span>さんにより待ち家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書になります。登録しようとする農地の所在につきましては記載のとおりです。こちらも添付書類に不備などはございませんので、資料 1 の 1 のリストに追加しております。以上、変更案について審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第 73 号について質疑を許します。</p>
	<p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 73 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 73 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 74 号について質疑を許します。</p>
	<p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 74 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>

議長	挙手多数でありますので、議案第74号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第75号について質疑を許します。  (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第75号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第75号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第76号について質疑を許します。  (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第76号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第76号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第77号について質疑を許します。  (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第77号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第77号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第78号について質疑を許します。  (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第78号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第78号につきましては承認決定いたしました。
議長	次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。
事務局	<p>報告事項の説明をさせていただきます。まず、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が1件出ております。広島市安佐南区の■■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。農業委員会によるあっせん等の希望の有無はございませんでした。次に、認定電気設備事業者の行う中継設備等の設置に伴う農地転用の届出が1件出ております。1ページめくっていただき、事業計画書をご覧ください。事業計画書の4番、事業計画地の概要につきまして、土地の所在が大宇土居字下土居、地番が■■■■、地目が田、面積が115㎡の内4㎡です。添付書類等の不備はないため、異議がないか伺います。以上で、報告事項の説明を終わります。</p>
議長	報告事項について質疑はありますか。
	(全員質疑なし)
議長	以上で本日の審議は終了いたしました。
議長	<p>なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。  これをもちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第12回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10:15)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">1 番委員</p> <p style="text-align: center;">2 番委員</p>